

生駒市条例第 31 号

生駒市教育委員会委員の定数を定める条例をここに公布する。

平成 27 年 10 月 9 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市教育委員会委員の定数を定める条例

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 3 条ただし書の規定により、生駒市教育委員会の委員の定数は、8 人とする。

附 則

この条例は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。